

# マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう 連続座談会ニュース 第 57 回

板橋マンション管理組合ネットワーク

## 書面決議 その効力は総会の決議と同じ

### 書面決議への配慮とその後の対応

書面決議による方法は、総会を開催して組合員による合意形成、多数決による機会をなくすことなので、実施する場合においては、容易に区分所有者全員の合意が得られるよう配慮することが重要。

決議書は理事長が保管し、その保管場所を所定箇所に掲示して公開する。

理事長は、組合員または利害関係人※から請求があったときは、決議書を閲覧させなければならない。

※「利害関係人」とは、「法律上の」利害関係がある者

具体的には、敷地・専有部分に対する担保権者、差押え債権者、賃借人、組合員からの媒介依頼を受けた宅地建物取引士などのこと。



### 共用廊下に自転車等を置くのは如何なものか、という問題提起 がありました、ネットでこんなやり取りを見つけました。

Q マンション廊下にベビーカーや三輪車なぜだめなの？

玄関が狭いので、ベビーカーを置くのは無理なんです。

A (1)廊下は共用部分だからではないですか？

ご自宅の前の廊下でもあなたのものではない、ということです。

火事などの災害時、ベビーカーをよけながら救出活動や消火活動、その僅かの時間で助かる人も助からないかもしれない、そうなったら誰が責任を取るんですか？

ベビーカーの持ち主もそうかもしれませんが、そういう可能性を見逃した防火管理者の責任を問われますし、管理組合の責任を問われるかも。

A (2)今マンション購入のために、物件を見て回っていますが、廊下にいろいろなものを置いているマンションって、正直避けます。

ゴチャゴチャしてせつかくきれいなマンションも台無しだし、管理費払っているのに管理が悪いと思っちゃいます。ルールは守りましょうね。

